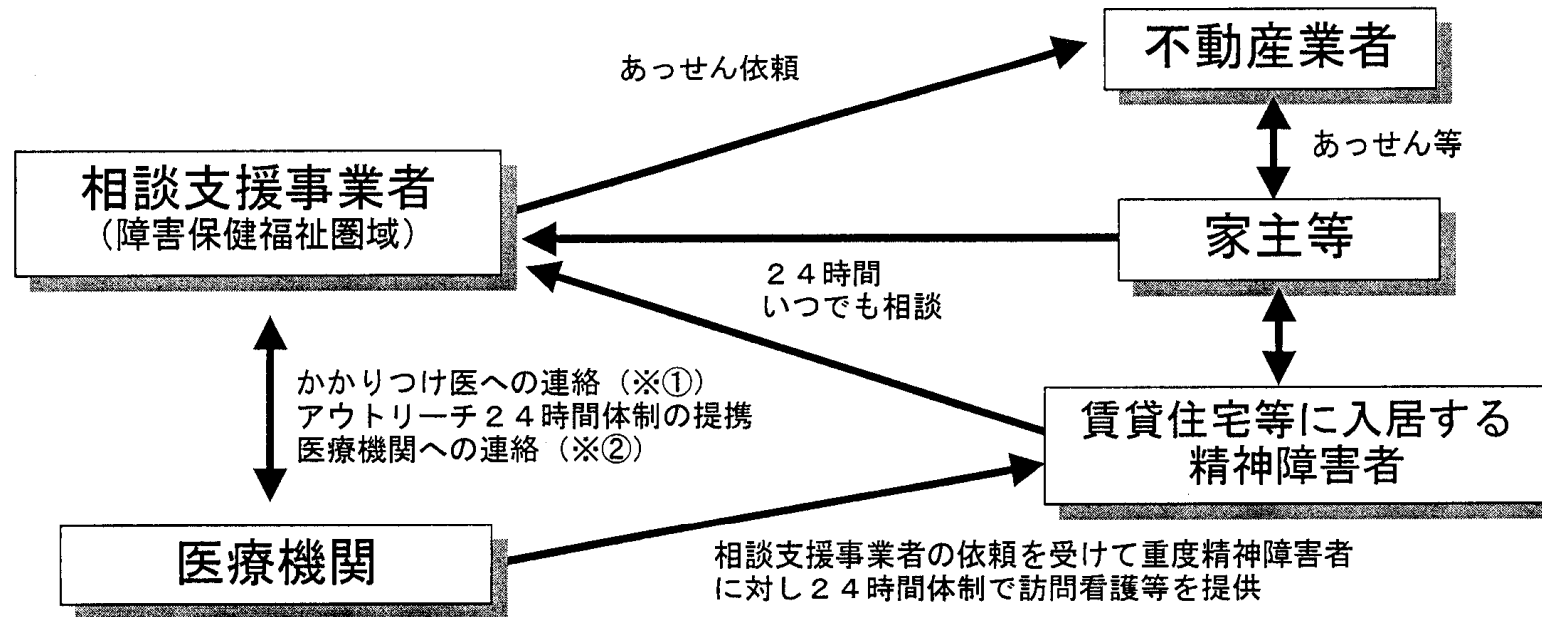


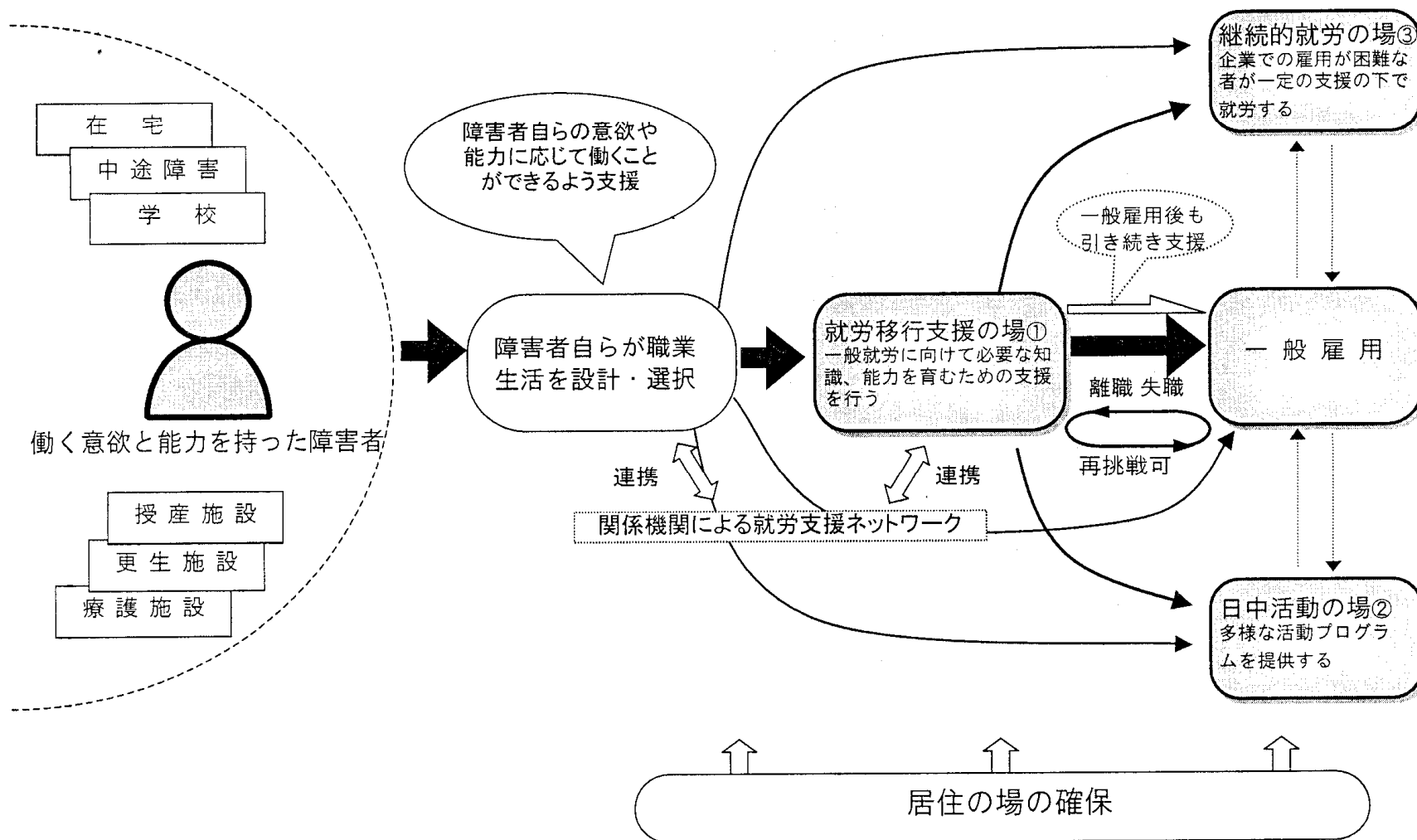
# 精神障害者の住居サポート体制の整備



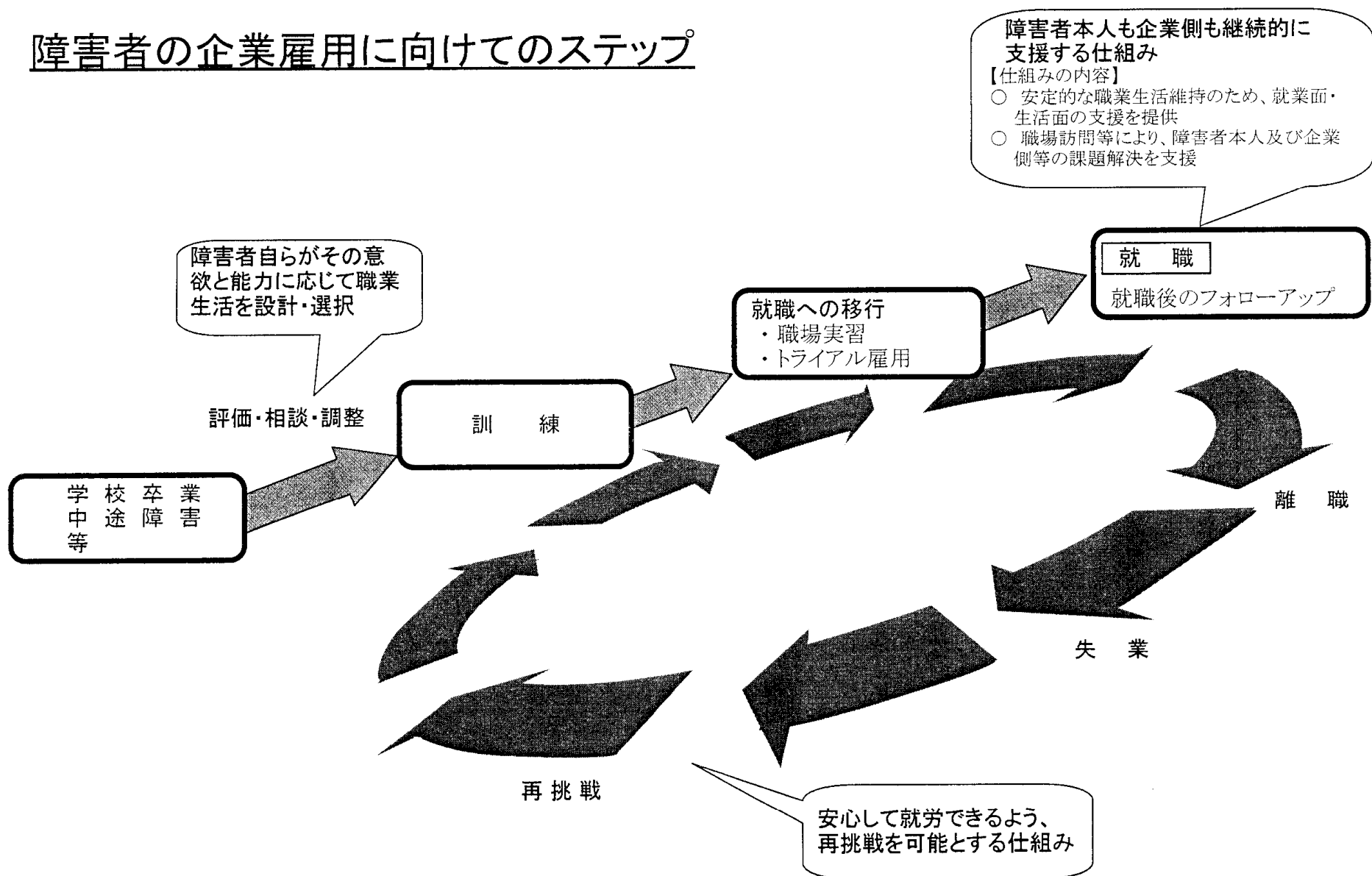
- ・ 家主・精神障害者とも安心して入居できる環境→地域生活の場（住まい）の確保
- ・ 重度精神障害者の地域生活の支援→入院から在宅への流れの促進

※精神障害者相談支援事業のオプション事業(①のみ又は①+②)と位置づけ、体制を整えた事業者に加算を適用する。

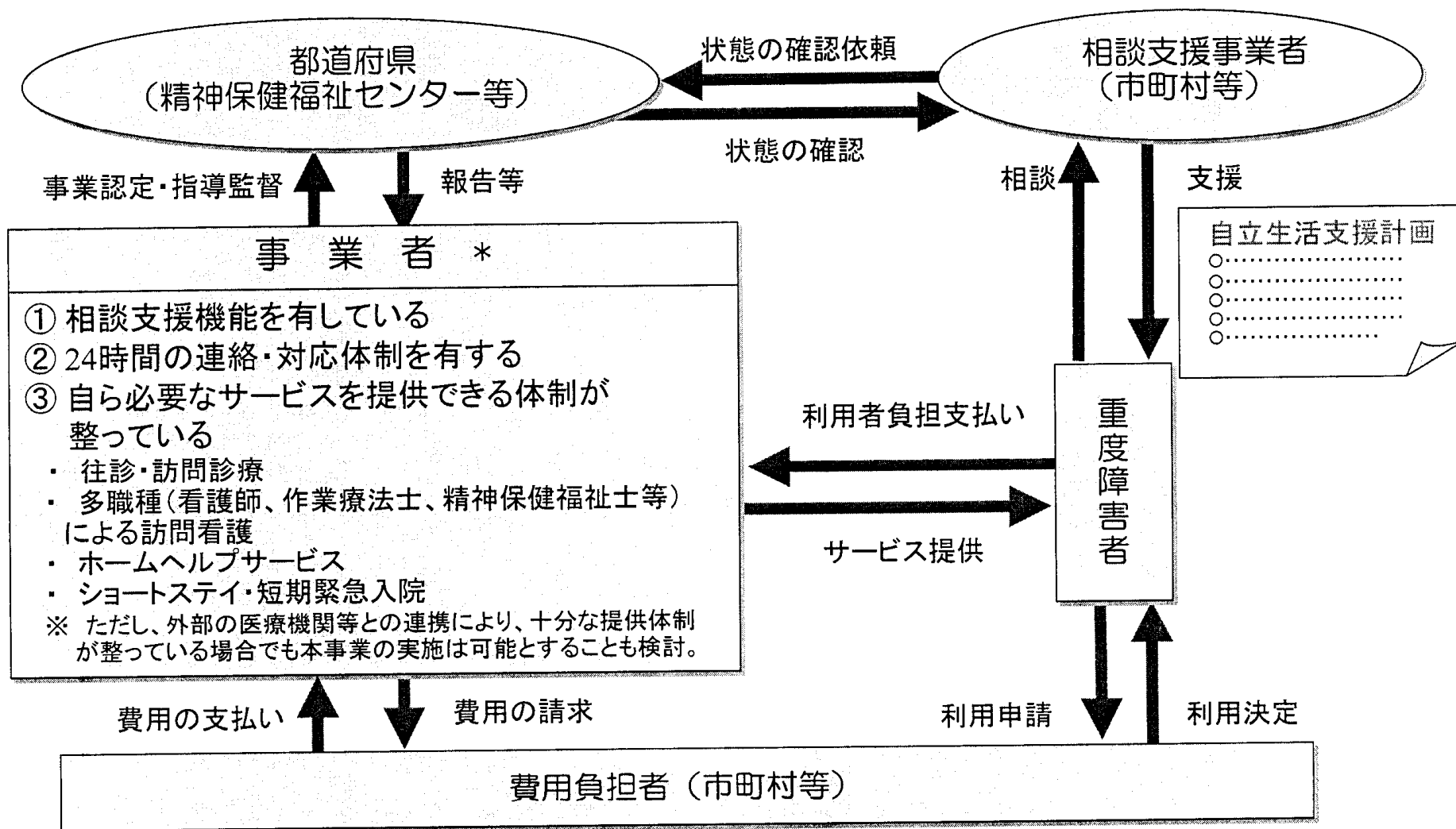
# 新たな障害者の就労支援策の流れ



# 障害者の企業雇用に向けてのステップ



# 包括的に地域生活を支える仕組み(案)

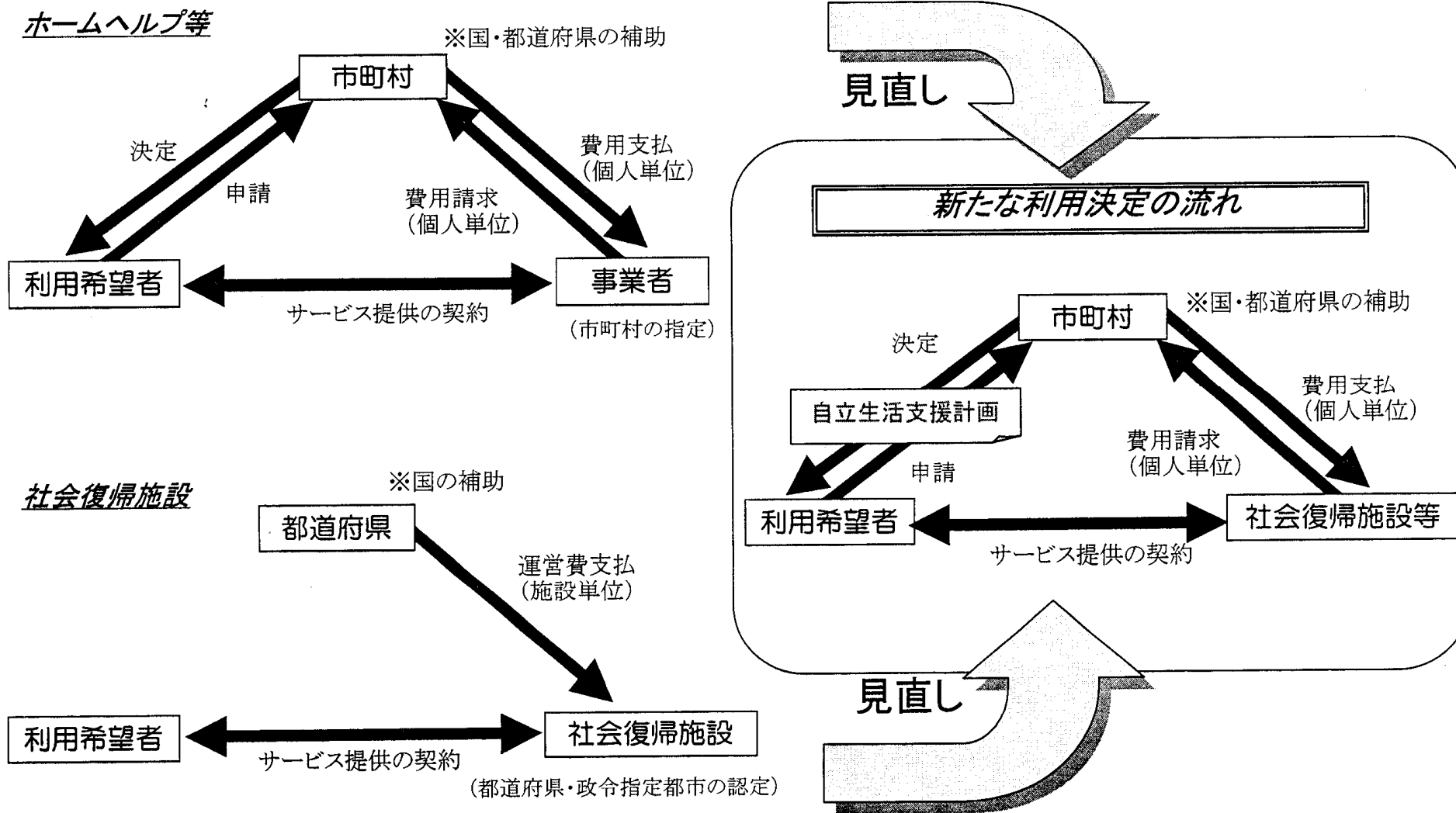


\*相談支援事業者が本事業を実施することも想定。

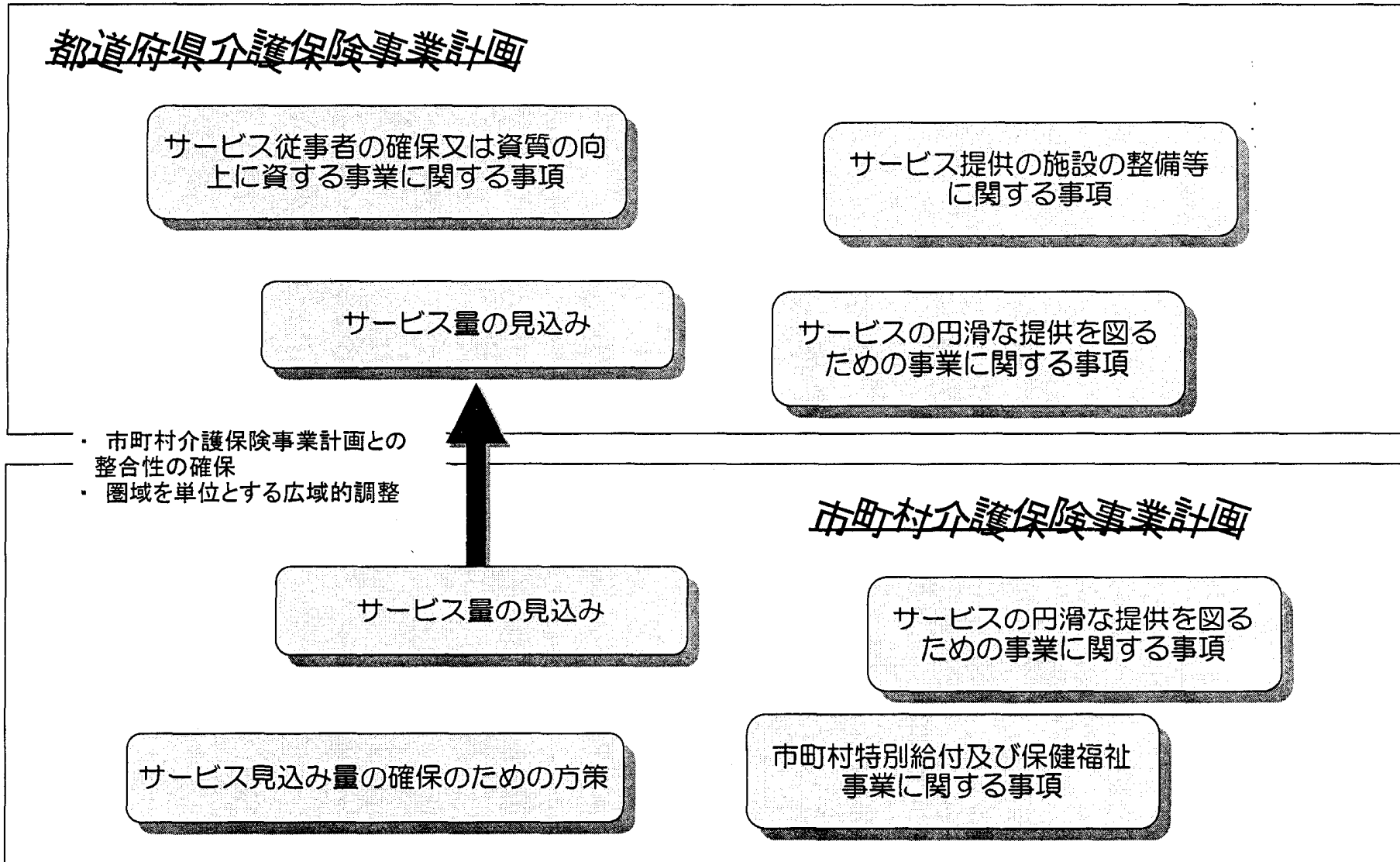
＜法律等に定める目的の整理表＞

施設種別	施設の概要							
	精神障害者生活訓練施設	精神障害者福祉ホーム		精神障害者授産施設			精神障害者福祉工場	精神障害者地域生活支援センター
		A型	B型	通所授産施設	入所授産施設	小規模通所授産施設		
施設概要	精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その物の社会復帰の促進及び自立の促進を図る施設	現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その物の社会復帰の促進及び自立の促進を図る施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができ、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	雇用されることが及び住居の確保が困難なものを一定期間入所させて、精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	雇用されることが困難な精神障害者が自活することができ、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る施設	通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る施設	地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、併せて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設等との連絡調整、その他の援助を総合的に行う施設
対象者	入院の必要はないが、精神障害のため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる者であって、かつ、社会復帰を希望する者のうち次の各号に該当する者 (1)共同生活を営める程度の者 (2)精神科デイケア施設、精神障害者小規模作業所等に通える程度の者	家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であって、次の各号に該当する者 (1)日常生活において介護を必要としない程度に生活習慣が確立している者 (2)継続して就労ができる見込みがある者	病状は安定して必ずしも入院治療を必要としないが、意欲面の障害若しくは逸脱行動の症状を有する、又は、高齢化による一定程度の介助を必要とする状態にある精神障害者で、一定程度の介助があれば、日常生活を営むことができる者	雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者	家庭環境、住宅事情等の理由により、住宅確保が困難であるため、現に住居を求めている精神障害者であって、次の各号に該当する者 (1)共同生活を営める程度の者 (2)雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者	雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者	精神障害者授産施設等において指導訓練を受け、一般企業に就労できる程度の作業能力を有しているが、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる精神障害者	地域で生活している精神障害者
定員	20名以上	10名以上	おおむね20名	20名以上	20名以上30人以下	10名以上20名未満	20名以上	-
利用期間	原則2年以内、ただし、真にやむを得ない場合は1年を超えない範囲内で、1回に限り延長することができる。	原則2年以内、ただし必要な場合は、延長することができる。	原則5年以内、ただし必要な場合は、延長することができる。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	利用者各人の作業能力等により当該施設において適宜決定する。	-	-
住まい	○	○	○		○			
マネジメント	△							○
生活訓練	○							
機能訓練				△	△	△	△	△
職業訓練				△	△	△		
雇用							△	
憩いの場								△

# 精神障害者利用決定の流れ



# 介護保険事業計画において定める事項の概要



## 精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会開催要綱

### 1. 趣旨

社会保障審議会障害者部会精神障害分会が平成14年12月19日に公表した報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」においては、「入院医療主体から地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換する」という基本的な考え方に基づき、具体的な施策の進め方を提言している。

同報告書では、地域精神保健福祉のあり方について、入院患者の社会復帰や、地域における生活を支援するための施設やサービス等の整備が十分進んでいないこと等を踏まえ、在宅福祉サービスの充実、地域保健及び多様な相談体制の確保、社会復帰施設の充実等の課題について、検討を進める必要があるとしているところである。

このため、有識者等からなる検討会において、これらの課題について検討を行う。

### 2. 検討課題

- 1) 精神障害者に対する地域生活支援の現状について
- 2) 必要なサービスの種類・量について
- 3) 今後必要となる取組について 等

### 3. 座長

検討会に座長を置くものとする。座長は、構成員の中から互選により選出するものとする。

### 4. 会議

- 1) 検討会は座長が必要に応じて招集する。
- 2) 検討会は必要に応じて小委員会を開催して検討を行うことができる。

### 5. 参考人

座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

### 6. その他

- 1) 当検討会は原則として公開とする。
- 2) 当検討会の事務局は障害保健福祉部精神保健福祉課が行う。



## 精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会

### 委 員 名 簿

- 板 山 賢 治 社会福祉法人浴風会理事長  
伊 藤 雅 治 社団法人全国社会保険協会連合会理事長  
上 森 得 男 厚木市家族会「フレッシュ厚木」理事  
大 谷 強 関西学院大学経済学部教授  
小 川 忍 日本看護協会政策企画室長 (平成16年6月1日～)  
尾 崎 眞 弓 第2すみれ共同作業所指導員  
加 藤 真 規 子 NPOこらーる・たいとう代表  
金 子 鮎 子 全国精神保健職親会連合会副会長  
北 窓 隆 子 青森県健康福祉部長 (平成16年4月1日～)  
木 村 真 理 子 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授  
倉 知 延 章 東京福祉大学助教授  
香 野 英 勇 社団法人やどかりの里理事  
佐 藤 進 埼玉県立大学保健福祉学部社会福祉学科教授  
末 安 民 生 慶應義塾大学看護医療学部助教授  
社団法人日本精神科看護技術協会常任理事
- ◎ 高 橋 清 久 藍野大学長  
国立精神・神経センター名誉総長  
高 橋 紘 士 立教大学コミュニティー福祉学部教授  
谷 野 亮 爾 社団法人日本精神科病院協会副会長  
鶴 見 隆 彦 社団法人日本作業療法士協会常務理事  
寺 田 一 郎 社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会副会長  
寺 谷 隆 子 日本社会事業大学社会福祉学部教授  
西 島 英 利 社団法人日本医師会常任理事  
光 武 顕 佐世保市長
- 山 中 朋 子 青森県健康福祉部長 (～平成16年3月31日)  
村 田 明 子 社団法人日本看護協会東北地区理事 (～平成16年5月31日)

(敬称略、50音順、◎は座長、○は副座長)

